

令和3年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和4年5月現在

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 ^{※1}	令和3年4月13日	0.44
千歳 ^{※1}	令和3年6月15日	4.4
墨田 ^{※1}	令和3年6月24日	0.11
北 ^{※1}	令和3年6月23日	0.27
新江東 ^{※1}	令和3年6月18日	0.25
港 ^{※1}	令和3年5月6日	0.35
豊島 ^{※1}	令和3年9月8日	0.42
渋谷 ^{※1※2}	-	-
中央 ^{※1}	令和3年4月1日	0.32
板橋	令和3年5月13日	0.099
多摩川	令和3年4月7日	0.74
足立	令和3年7月9日	0.38
品川	令和3年7月12日	0.18
葛飾	令和3年8月23日	0.52
世田谷	令和3年7月28日	0.94
大田(新)	令和3年6月3日	0.72
大田第一 ^{※1}	令和3年4月12日	1.5
練馬	令和3年7月7日	0.25
杉並	令和3年4月19日	0.11
光が丘	令和3年5月18日	0.50
中防灰溶融施設	令和3年5月27日	0.55

(注1) 飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既設施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2) ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3) ※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。